

「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」設置要綱

(設置)

第1条 今後、超高齢社会を迎え、患者に対して義歯等の歯科補てつ物が適切に提供される体制を構築するために、歯科技工士を取り巻く状況を踏まえつつ、歯科技工士の養成・確保に関して具体的に検討を行うため、歯科技工士の養成・確保に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の掲げる事項を協議する。

- (1) 歯科技工士の養成に関する事
- (2) 歯科技工士の確保に関する事
- (3) その他

(組織及び運営)

第3条 検討会は、医政局長が招集する構成員（別紙）をもって構成する。

- 2 検討会に座長を置く。なお、座長は互選により選出する。
- 3 座長は検討会を代表し、会務を統括する。
- 4 座長はあらかじめ座長代理を指名する。
- 5 検討会の審議内容に応じ、適宜有識者を参考人として招致することができる。

(事務局)

第4条 検討会の事務は、医政局歯科保健課において処理する。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、検討会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。